

## 交渉結果報告書

市長公室 人事課

交渉内容 2009年夏季重点要求書の提出及び、平成21年6月支給の期末・勤勉手当の支給割合について

交渉日時 平成21年5月27日(水) 15時～17時

交渉場所 市職員共済組合2階 大会議室

交渉出席者 当局側 久保田市長 平本人事監 梅垣市長公室長 宇野次長 星川課長  
秋元主幹 蒲原主幹 山田給与係長  
組合側 小野執行委員長 副執行委員長 書記長 書記次長他執行委員等  
計15人

概要	平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合の一部0.2月の凍結について、市長出席のもとで協議を行った。
組合側の主張	<p>2009年夏季重点要求を提出。</p> <p>今回の人事院勧告は、政治的意味合いが強く、極めて異例である。また、調査方法や結果も不精確な民間調査に基づく、これまでのルールも無視した勧告に、宇治市がなぜ追随するのか。</p> <p>今まで労使間の交渉を経て、妥結した内容についてのみ議会へ提案してきた。仮に、今回の交渉で、妥結に至らなければどうするのか。</p> <p>嘱託職員の期末手当の一部凍結は、しないのか。</p> <p>組合としては、今回の人事院勧告がこれまでの勧告のルールも無視した異例な勧告であり、また交渉期間が十分に保障されず賃金全体としても議論できない中、組合員の生活に重大な影響を与える当局の「平成21年6月支給の期末・勤勉手当の支給割合の一部0.2月の凍結」には、合意できるものではない。</p>
当局の主張	<p>現時点で回答できる内容としては、平成20年度時間外勤務の実績が、前年比で約18,000時間増加したことについて、早急に各課ヒアリングを実施して原因の究明と対策を講じる必要がある。また、空調の改善については、実施する予定である。ただし、平成21年の夏に間に合うかは微妙である。職場スペースの問題については、現在検討中である。</p> <p>今回の人事院勧告が、異例である認識は同じである。当局側としては、民間の調査回答数が少ない等の勧告ではあるが、府内の他市状況や市民感覚を踏まえて、一時金0.2月凍結を実施すべきと考える。</p> <p>今回の交渉で、妥結に至らずに、これまで築きあげてきた労使の関係を壊すことは避けたい。提起内容は、6月支給の期末・勤勉手当の0.2月を、暫定的に凍結する内容であり、8月の人事院勧告の内容を踏まえ、改めて交渉を行うので理解していただきたい。</p> <p>雇用通知で、雇用条件を示しており、一部凍結しない。</p> <p>当局としても、6月の一時金について、期末・勤勉手当の支給額が暫定的に減額され、職員の生活に多大な影響を受けることは認識しており、今後の夏季及び確定交渉において、今回の交渉での確認を踏まえて、誠意を持って対応したい。</p>